

選考委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本二分脊椎・水頭症研究振興財団(以下「本財団」という。)定款第45条の規定に定める、選考委員会(以下「委員会」という。)の適正な運営を図ることを目的とする。

(委員)

第2条 委員会に、5名以上8名以内の委員を置く。

- 2 委員会は、委員の半数以上は学識経験者をもって充てる。
- 3 委員会に、委員とは別に研究顧問を置くことができる。

(委員等)

第3条 委員及び研究顧問は非常勤とする。

(選任)

第4条 委員及び研究顧問は、理事会において選任する。

(解任)

第5条 委員又は研究顧問が次のいずれかに該当するときは、理事会の決議によって、その委員又は研究顧問を解任することができる。

- (1)職務上の義務に反し、又は職務を怠ったとき。
- (2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(任期)

第6条 委員及び研究顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、退任した役員の任期の満了する時までとする。
- 3 第2条第1項に定める委員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した委員は、新たに選任された委員が就任するまで、なお委員としての権利義務を有する。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置く。委員長は委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は委員会を主宰し、委員会を代表する。
- 3 委員会はあらかじめ委員のうちから、委員長に事故のあるときは、委員長の代理をする者を定めておかなければならない。

(委員会の招集)

第8条 委員長は委員会を招集する。

(議長)

第9条 委員長は委員会の議長となる。

(開催及び議決の定数)

第10条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会することが出来ない。ただし、当該事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 議長は、必要があると認めるときは、選考委員の同意を得て委員以外の出席を求めその意見を聞くことができる。

3 選考委員会は、緊急を要する場合等に、選考委員(外部委員を含む)の持ち回り(文章回答及びメール回答を含む)によって会議を行うことができる。

(委員会の議案)

第11条 委員会は本財団の行う事業のうち、定款第4条第1項の規定に基づき次の各号について審議する。

(1)中枢神経系奇形一般の原因・予防法に関する研究に対する助成

(2)水頭症の治療に関する基礎的・臨床的研究に対する助成

(3)二分脊椎および関連病態に関する基礎的・臨床的研究に対する助成

(議事録)

第12条 委員会の議事については、その内容を記載した議事録を作成しなければならない。

(選考委員への謝礼金等の支給)

第13条 前条に定める職務執行の対価として、選考委員会には謝礼金を支給することができる。謝礼金の額は3万円(源泉徴収税額控除後の額)を超えない範囲とする。

2 選考委員がその職務の遂行に伴い発生した交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費については、遅滞なく支払うものとする。

附則 この規定は、本財団の設立許可があった日から施行する。

附則 この規程は、平成24年11月1日から施行し、同時に旧規程は廃止する。

附則 この規程は、令和2年3月8日から施行し、同時に旧規程は廃止する。

附則 この規程は、令和4年11月21日から施行し、同時に旧規程は廃止する。